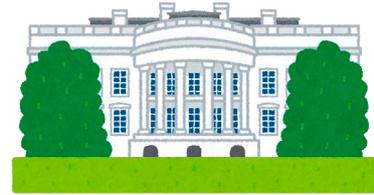


(第22回) 新政権がもたらす連邦政府の変化



(一財) 知的財産研究教育財団知的財産研究所ワシントン事務所所長
蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

1. はじめに

ワシントンD.C.の楽しみの1つは毎年春に数週間にわたり開催されている桜まつり (National Cherry Blossom Festival) である。昨年の桜の様子も紹介したが、今年は少し遅めの3月下旬での開花となった。Tidal Basinの護岸工事が行われている箇所もあったものの、そのエリアは限定的であり、桜並木を楽しむことができた。今年はワシントン記念塔が建立されている丘から連邦議事堂を眺めた写真を紹介する。

桜まつりに関しては、様々に広告されている。図2はメトロの駅で見かけたものである。この広告は動画になっており、枝に桜の花が開いていく様子が描かれている。興味をひかれた理由は「あなたのメトロ」と日本語があったことと、「together we blossom」というメッセージである。このメッセージから何を連想するのかは人それぞれかもしれないが、日本から贈られた桜がD.C.を盛り上げているように、日米の友好関係が相互に恩恵をもたらし続けることを期待したい。

2. 連邦政府の動き

第二次トランプ政権が発足して以降、様々な政策変更に関するニュースが報道されている。関税などの国際的な問題に関するものも多いため、日本でも多くの報道がなされているものと推測される。知的財産関係者の間では、特に米国特許商標庁 (USPTO) の業務への影響が懸念されている。本稿では2025年3月末までの動きを紹介する。

(1) USPTOの指導体制

トランプ大統領の就任による新政府の始動は、

図1 春の連邦議事堂



図2 駅で目に入った桜まつりの広告



USPTOの新体制の始動にもつながることとなった。大統領選挙後にVidal長官が12月中旬での退任を発表し、その後を長官代行として引き継いだBrent副長官も新政権発足を前に長官代行を退任した。

2025年1月20日、Coke Morgan Stewart氏が副長官に就任するとともに、長官代行を務めることとなった。Stewart長官代行は、2011年から2021年まで、USPTOで訟務や政策検討を担当した経験を有している。また、同氏は、USPTOを離れた後、特許権侵害訴訟の代理を行うなど、弁護士として活

動している。加えて、同氏は、法律関係や福祉関係など、複数の非営利団体の役職も経験している。

2025年2月18日には、米国商務省の長官として、Howard Lutnick氏が上院からの承認を受けた。USPTOは商務省に属する機関であることから、Lutnick氏の知的財産に対する姿勢が今後の知的財産政策に影響を及ぼす可能性がある。同氏は金融業出身であるものの、複数の特許権を取得した経験も有していることから、知的財産関係者からは歓迎する声が多いように感じられる。上院が商務長官の承認プロセスの中で1月29日に開催したLutnick氏に対する公聴会では知的財産関連の質問も行われており、例えば、USPTOが抱える未審査出願の件数が多く、審査期間が長期化傾向にある点について、Lutnick氏は、商務長官として厳しく取り組むなどと発言している。

次期USPTO長官に関しては様々な憶測があったが、ホワイトハウスは、John Squires氏を指名した。連邦議会上院のウェブサイトによれば、3月10日に上院が指名を受理し、上院司法委員会に付託されている。John Squires氏は、法律事務所であるDilworth Paxson LLPのパートナー弁護士として勤務しており、知的財産と先端技術に関する法律専門家として、様々な訴訟を代理するなど、豊富な経験を有している。同氏は、米国で初めての特許資産を担保とする金融プラットフォームの構築を先導したとされており、特許とリスク管理に関する様々な組織で活躍している。また、同氏は、2000年から2008年まで、ゴールドマン・サックスの最高知的財産責任者（Chief IP Counsel）を務めている。USPTO長官についても上院で公聴会が開催され、その後承認する流れとなる。

(2) 連邦政府職員の業務環境変化

新政権は大方針として政府支出の削減を掲げており、それに関連する大統領令などが発せられている。特にUSPTOの業務への影響が大きいと考えら

れるのは、連邦政府職員への①オフィス勤務の義務化、②早期退職の勧奨プログラム、③新規雇用の停止である。

Trump大統領による1月20日の通達¹によれば、政府機関は、在宅勤務の体制を廃止し、オフィスでフルタイムの業務を行うことを職員に義務付けなければならない。ただし、必要な場合には、在宅勤務の例外を設けることもできるとされていた。この通達を受けて、連邦政府の人事管理局（Office of Personnel Management：OPM）は、各政府機関に対して、1月24日までに在宅勤務方針の決定と職員への通知などを求めた²。

OPMからの通知を受けて、米国商務省は、2025年1月24日、同省における在宅勤務に関する方針を変更した。これにより、同省では、原則として定常的な在宅勤務が禁止され、オフィスでの勤務が求められることとなった。ただし、同省に属するUSPTOは、この在宅勤務方針が適用されない組織として指定されたことから、USPTO職員は、在宅勤務の継続が可能となる見込みとなっていた。しかしながら、その後、一部の職員に対してはオフィスでの勤務が義務付けられる旨のニュースが報道された。特許関連では、特許の審査・審判部門の職員で構成される労働組合（Patent Office Professional Association：POPA）とUSPTOとの間で2024年12月に結ばれた協定により、労働組合に所属する

図3 連邦政府の人事管理局



1 <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/return-to-in-person-work/>

2 https://content.govdelivery.com/attachments/USOPM/2025/01/23/file_attachments/3140617/OPM_Return_to_Office_Guidance_Memorandum_1-22-25.pdf

職員には在宅勤務が認められるものの、PTABの審判官や、労働組合に所属していない審査官には、オフィスでの勤務が求められる模様である。従って、管理職クラスの職員や、特許審判部（PTAB）の審判官などには在宅勤務が認められないことになる。

連邦政府の職員による在宅勤務はCOVID-19感染症の拡大を契機として一般化した。USPTOは、それ以前から積極的に在宅勤務を活用しており、政府機関の中でも先導的な存在であった。USPTO内には在宅勤務を管理する部署が存在し、在宅勤務に関する年次報告書2023によれば、USPTOの職員の96%は在宅勤務が可能であり、特許部門で9,207名、商標部門で1,020名が週5日間在宅勤務を行っていた。USPTOの審査官の多くがオフィスに通勤不可能な場所で業務を行っていること、在宅勤務の浸透によりオフィスを大幅に縮小していることなどから、知的財産関係者からはUSPTOに対して在宅勤務の禁止が適用されるのか、仮に適用された場合に審査官が離職しないのかを懸念する声があった。USPTOから明確に公表されている情報は把握できていないが、知的財産イベントでの長官代行のコメントなどによると、新政権発足後1-2カ月でのUSPTOの離職者の割合は数パーセント程度にとどまっていると考えられる。他方、オフィスから離れた遠方に居住する通勤困難者に対してはオフィス勤務への猶予期間が与えられたとの情報もあり、離職者数が増加する可能性も否定できない。

USPTOは、特許審査の業務状況などに関する統計情報を提供するウェブサイト（Patents Dashboard）³について、デザインの変更とともにコンテンツの追加を行った。これによると、USPTOにおける未審査の特許出願件数は80万件を超えており、年々増加する傾向にある。また、このウェブサイト上の「Patent Data Overview」⁴には、USPTOの特許審査官数の変遷も紹介されており（図4、図5参照）、2024年度（2023年10月から2024年9月）には923名の審査官が採用され、562名が

図4 USPTOの特許審査官数の変遷



図5 USPTOの特許審査官の初年度離職率



離職している。また、この資料によれば、直近の3年程度では、新規採用された審査官の4割程度が1年以内に離職している。なお、図4に示された審査官数にはデザイン特許（意匠）の審査官は含まれておらず、また、離職者数には、通常の雇用期間終了などによる離職と依願退職とが含まれている。

USPTOのVidal前長官は、未審査の特許出願件数の増加や審査期間の長期化、審査品質の向上などを目的として、2025年度には1,600名規模の審査官を採用する意向を示していた。2024年10月以降に相当数の審査官が採用された可能性はあるが、新政権が連邦政府職員の新規採用を停止したため、増員は限定的になる蓋然性が高い。また、新政権が1月末に発表した早期退職勧奨プログラムは、2月6日までに同プログラムへの参加の意思を示した退職希望者に対して9月までの給与を支払うものとなっており、離職者を増加させる可能性がある。新政権発

3 <https://www.uspto.gov/learning-and-resources/data-and-statistics?MURL=Dashboards>

4 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/quick-patent-data.pdf>

足後、USPTOの特許局長などの要職でも交代人事が行われており、その一部は早期退職勧奨プログラムの影響によるものと推測されている。

(3) 新政権の政策方針によるUSPTOの政策変化

トランプ大統領が就任した後、大統領令などの複数の通達が行われたことは各種のメディアで報道されているとおりである。それによりUSPTOの取り組みにも変化が生じており、特に知的財産制度ユーザーに影響がありそうなポイントは次のとおりである。

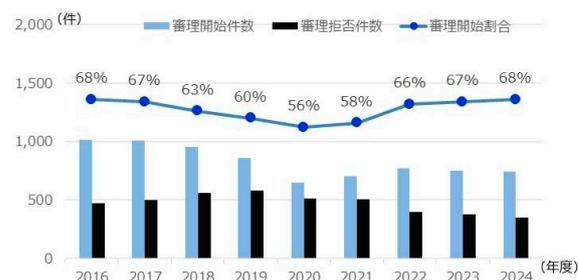
<PTABの審理開始拒否に関するガイダンスの撤回>

USPTOは、2月28日、PTABにおける当事者系レビュー（IPR）や付与後レビュー（PGR）の裁量による審理開始拒否に関して、2022年に公表されたガイダンスを撤回した。PTABにおける今後の判断は、先例とされている決定（Apple v. Fintiv, Sotera Wireless v. Masimo）などを参照して行われることとなる。また、今般撤回されたガイダンスに依拠して行われたPTABや長官レビューにおける決定は、PTABの審理において、拘束力や説得力を有さないものとなる。

IPRやPGRでは、審理開始決定の判断を行った後、特許の有効性に関する審理を行う形で二段階の審理が進められる。PTABの審判官により構成されるパネルは、裁量により、審理開始を拒否することができ、その場合には審理に進むことなく特許権が維持される。

PTABにおける手続の透明化に関しては、第118回連邦議会でも法案が提出されており、審理開始拒否の手続に関しても議論があった。審理開始割合は、請求単位で、2020年度に56%まで低下した後、上述のFintiv事件（2020年3月）、撤回されたガイダンスの公表などを受けて、2024年度には68%まで上昇していた⁵。PTABが提供している統計データに基づいて作成したグラフは図6に示すとおりである。

図6 PTABにおける審理開始決定の割合



このガイダンスの撤回により、知的財産関係者からは、PTABがより柔軟に審理開始を拒否できるようになり、IPRやPGRの審理開始決定の割合が再び下がることを懸念する声があったところ、3月24日にはPTABのBoalick首席審判官からPTAB職員に向けてメモが展開された。このメモには、審理開始決定の判断に関して、次の内容が記載されている。

- (1) ガイダンスの撤回は、審理開始決定が未了の事件、開始決定の再審理中の事件、長官レビュー係属中の事件の全てに適用される。
- (2) 国際貿易委員会（ITC）手続が併存する場合、Fintivルールが適用される。
- (3) Sotera同意書（stipulation）は重視されるが、それ単独では判断しない。
- (4) Fintiv要素2（訴訟公判日が最終書面決定予定日にどの程度近い）を検討する際、公判日までの日数に関する統計の中央値などを検討対象とする。
- (5) 説得力のある実体要素は考慮要素であるが、それ単独では判断しない。

首席審判官からメモが展開された直後となる3月26日には、Stewart長官代行がPTABの業務管理に関するメモを全てのPTAB審判官に向けて通知した。このメモは、PTABの業務効率の向上、審判の遂行能力の維持と審理期間の短縮、審理開始決定手続における裁量要素の統一的な適用の促進などを目的としている。メモに示されたPTAB業務方針の概要は次のとおりである。

- (1) 審理開始の判断は①裁量要素と②実体要素や

5 <https://www.uspto.gov/patents/ptab/statistics>

法定要素とを分岐させて行い、長官がPTAB 審判官3名と協議して裁量による審理開始拒否の決定を行う。

- (2) 特許権者には審判請求日から2月以内に裁量拒否に関する意見書（1万4,000語以内）の提出を認め、審判請求人には特許権者の意見書提出から1月以内に意見書（5,600語以内）による反論を認める。
- (3) 当事者にはFintiv事件などの先例、PTABガイドなどの全ての考慮要素への主張が認められる。

知的財産関係者からは、審理開始決定の手续に裁量拒否の判断が先行する新プロセスが導入されたことにより、改めて、審理開始拒否件数が増加するのではないかといった声が上がった。

<口頭審理の対面実施>

USPTOは、PTABにおける口頭審理について、3月14日以降、担当審判官が審判廷から参加する旨を通知した。これに伴い、事件の当事者に対しても審判廷での対面参加が推奨されるが、オンライン口頭審理が既に予定されている場合にはオンライン参加も可能とされている。対面実施の方針は、PTABの審判官などに対して、オフィスでの勤務が求められていることに影響を受けていると考えられる。

PTABにおける口頭審理は、これまでオンラインでの参加が可能となっており、審判官の一部がオンライン参加することもできていた。これにより、例えば、デンバーオフィスに勤務する審判官とUSPTO本庁舎に勤務するD.C.エリアの審判官とで合議体を形成することもできたようであるが、今後はその難易度が高くなることが予想される。図7に示されるとおり、審判官もリモート参加が可能であり、審判官席の背後に設置されたモニターに審判官が登場することもあったようである。

特許審査官の人数が減少する可能性がある点は上述のとおりであるが、予算削減の観点などから、特許審判官の人数も減少する可能性が示唆されている。このような一連の動きを踏まえて、PTABへの

図7 デンバーオフィスの審判廷



手続を行う実務家などから構成されるPTAB Bar Associationは、連邦政府職員の新規雇用停止や対面式業務への回帰といった政府方針が与えるPTAB業務への影響に関して、商務長官や連邦議会の関係者に向けた書簡により懸念を示している。この書簡において、PTABが米国のイノベーションにとって重要であること、USPTOの財源が手数料収入であること（連邦政府の支出削減という観点において、税金を財源とする他機関とは異なる性格を有すること）、長年の経験からPTABは在宅勤務をしても効率的に業務を遂行できることなどが説明されている。

<地球温暖化関連発明の優先審査試行プログラムの中断>

USPTOは、2022年6月から温室効果ガスの排出削減により地球温暖化を緩和する製品や方法のクレームを1つ以上含む特許出願を対象とする優先審査プログラムを試行提供していたが、2025年1月28日に同プログラムを中断した⁶。同プログラムを説明するUSPTOのウェブサイトには、トランプ大統領が政策目標としての「温室効果ガスの実質ゼロ化（net-zero greenhouse gas emissions）」を否定したことから、優先審査の根拠を失ったものと想定される。

<多様性・包摂性イノベーションへの取り組みへの変化>

Vidal前長官が精力的に行っていた多様性・包摂

6 <https://www.uspto.gov/patents/laws/patent-related-notice/climate-change-mitigation-pilot-program>

図8 ダラスオフィス（左奥のビル）



性に関する取り組みに関しても、政権交代後に変化が生じている。1年前に紹介したUSPTOウェブサイトの多様性に関するポータルサイトは、2025年1月22日に閉鎖されている⁷。これは、連邦政府の多様性・公平性・包摂性（Diversity・Equity・Inclusion：DEI）プログラムの廃止を求める大統領令への対応として行われたと説明されている。

他方、米国各地に設けられているリージョナルオフィスでは、各種の教育的なイベントが実施されており、引き続き各地域での知的財産教育や地域発イノベーションへの取り組みが行われている。東からデトロイト、ダラス、デンバー、シリコンバレーに設置されている全てのリージョナルオフィスに足を運んでみたが、どの地域でも知的財産制度ユーザー向けの活動を積極的に行っているように感じられた。各所ともに複数の行政機関でシェアされた合同庁舎の一部をオフィスとしていたが、いずれのオフィスにも100名規模のイベントも開催できるようなミーティングルームを有しており、ユーザー向けイベントの他、各地域の審査官の研修などに利用されているようである。

<イノベーション促進のためのAI戦略の見直し>

USPTOは、新政権発足直前の1月14日、USPTOの業務やイノベーションエコシステム全体にAIを活用するための戦略を報告していた。この戦略は、次の5つの重点分野を特定し、それぞれの行動指針を定めるものであった。

- ▷包摂的なAIイノベーションと創作活動を促す知的財産政策の構築
- ▷インフラ、データ、ビジネス主導の開発への投資によるAI能力の最大化
- ▷USPTOやイノベーションエコシステムでの責任あるAI利用の促進
- ▷USPTO職員のAIに関する知識・スキルの向上
- ▷優先的なAI課題における連邦政府機関、米国外の機関、公衆との協働

新政権によるAI政策を踏まえて、報告されていた戦略は見直されることとなった。2025年3月末時点においては、更新された戦略の公表は行われていない⁸。

3. おわりに

米国新政権による連邦政府に対する様々な指示は、政府職員の業務のみならず生活スタイルや生活環境まで変化させ得るものであり、一部には大きな抵抗もあると報じられている。行政コストを削減しつつ行政サービスを向上させていくことは難題であるが、様々な業務条件が課される中であっても、USPTOは業務効率化などに向けて前向きな姿勢を示している。知的財産関係者から懸念されている審査・審判の長期化などを生じさせることなく、USPTOにおける業務が着実に進められることを期待したい。

蛭田 敦 (HIRUTA Atsushi)

2002年に特許庁に入庁。特許審査官、審判官のほか、審査基準室長補佐（基準企画班長）、総務課長補佐（法規班長）、審判課審判企画室課長補佐、調整課長補佐（企画調査班長）、特許情報室長などを経験。2011年7月から2013年6月まで客員研究員としてボストン大学ロースクールに滞在。2023年6月から現職（ジェトロニューヨーク知的財産部長を兼務）。

7 <https://www.uspto.gov/system-status/20250122-diversity-information-portal-retirement>

8 <https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence/ai-strategy>